

防災

街づくり通信

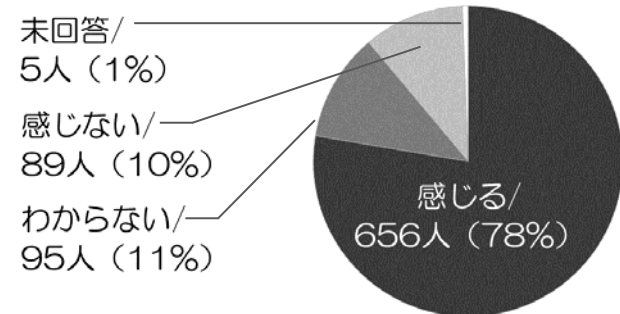
【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

アンケートの結果報告

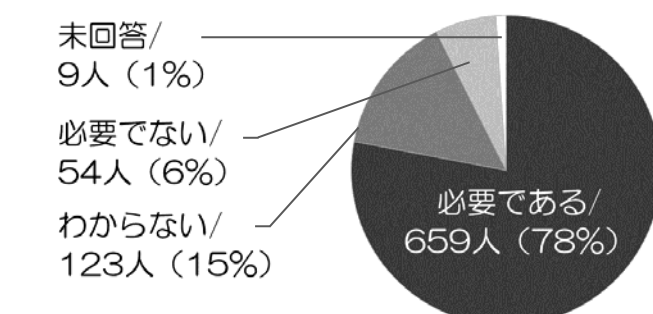
【実施主体】世田谷区世田谷総合支所街づくり課
 【対象】梅丘2～3丁目、豪徳寺2丁目（2～10、25～31番）、世田谷3丁目（20～26番）、世田谷4丁目、若林3～5丁目の居住者及び土地建物の所有者の方
 【実施時期】平成25年11月7日～21日
 【方法】アンケート用紙配布：全戸配布、郵送（地区内に土地建物を所有し、地区外にお住まいの方）
 回答回収：郵送、ファクシミリ、街づくり課窓口受付
 【回収結果】配布数：13,417票、回収数：849票、回収率：約6.3%
 ※集計結果は現時点での中間報告です。

「新たな防火規制」の導入について

設問1 日ごろ、防災面での課題を感じていますか？



設問2 「新たな防火規制」の導入は必要だと思いますか？



「①導入する必要があると思う」と回答した方の主なご意見

- ・特に木造建築物が多い地区なので少しでも耐火性能を上げるために必要。
- ・阪神大震災時の延焼で火の威力を見せつけられた。子供を巻き込みたくないと常々思っている。
- ・防災は可能な限り取り組むべき。
- ・住宅密集地で火災時の延焼防止策をとるのは当然だから。
- ・地域の高齢化も進み、地域の安全、安心に居住を続けるための対策は不可欠です。万が一の時にもご近所から犠牲者をだしたくない。
- ・首都直下地震による火災が想定されるため。

「②導入する必要はないと思う」と回答した方の主なご意見

- ・一部の建築物が耐火になっても意味がない。
- ・自主的に個人で対策をしている。
- ・個人の負担が増えることになりかねないため、ある程度の基準を満たしているのであれば現状が良い。
- ・消防車が通れる道路整備が先ではないか。

「③わからない」と回答した方の主なご意見

- ・規制の導入による具体的な効果がわからない。
- ・防火は大切だが現状がわからない。
- ・防災性も大事ですが、一概に決めるのもどうかと思う。

【自由記載】その他、街づくり等についての主なご意見

- ・耐火建築物は重要であるが、既存の建物への対策の方が必要と思う。
- ・規制を導入するなら、住宅の建築費に何らかの援助があればいい。
- ・町会単位で、消防の専門家の方等のアドバイスを受けて今できる範囲での防災を地域で取り組むことが必要だと思う。
- ・住民の防災に対する意識を高めると共に助け合う精神の向上を図る取り組みが必要だと思う。
- ・今後災害に強い街になっていくのならばずっとこの辺に住んでいたいと思う。

この通信は、対象地区にお住まいの皆さま・土地建物所有者の皆さまに、世田谷区からお届けしています。

■お問い合わせ先■

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27
 電話：03-5432-2872（直通） FAX：03-5432-3055（担当：二見・小出・岩本・一坪）

「新たな防火規制」導入に向けた説明会を開催します

世田谷区では、皆さまがお住まいの地区（区役所周辺地区※）において、昭和56年より防災街づくりに取り組んでいます（「地区街づくり計画」「防災街区整備地区計画」等による規制誘導、事業を活用した基盤整備など）。首都直下型地震の可能性の高まりが指摘される中、これまでに加えてより一層の対策が求められています。

前号の「防災街づくり通信」11月号では、『東京都の建築安全条例に基づく「新たな防火規制」』の概要の説明と併せてアンケートを実施させていただきました。アンケートには多くの皆さまからのご回答、ご意見をいただき、ありがとうございました。

世田谷区では、アンケートの結果を踏まえ、この地区に、「新たな防火規制」を導入していきたいと考えています。

つきましては、「新たな防火規制」制度の説明、アンケート調査結果の報告、皆さまとの意見交換のため、下記のとおり説明会を開催します。是非ご参加ください。

※区役所周辺地区…梅丘2～3丁目、豪徳寺2丁目（2～10、25～31番）、世田谷3丁目（20～26番）、世田谷4丁目、若林3～5丁目

説明会のお知らせ

下記日程で開催いたします。各回とも同じ内容ですので、ご都合にあわせてご参加ください。

（各回、1時間30分程度を予定しております）

【日時】

- 第1回 12月20日（金）
午後7時～8時30分
- 第2回 12月21日（土）
午前10時～11時30分

【会場】ひだまり友遊会館（老人会館）

3階 第6会議室
世田谷区若林 4-37-8

【当日の内容】

- 「新たな防火規制」制度の説明
- アンケート調査結果の報告
- 意見交換
- 今後の予定



このニュースの内容をわかりやすくご説明します。



「新たな防火規制」制度について

「新たな防火規制」とは、建物を新築や建て替えをする際に「燃えにくい建物」である“耐火建築物又は準耐火建築物”で建てることとする制度です。導入することにより、その後建てられる建物は原則として全て“耐火建築物又は準耐火建築物”となり、地区全体の防災性が向上していきます。

■ 現在の防火規制と「新たな防火規制」を導入した場合の制限について

皆さまがお住まいの地区は、現在都市計画や地区計画等により、新築や建て替えをする際に一定の耐火性能が求められています。今回導入を検討する「新たな防火規制」が実施された場合には、建築物に対する制限は次のようになります。



※1 整備地域……東京都「防災都市づくり推進計画」で、震災時の大きな被害が想定され、対策が必要とされる地域。
 ※2 特定整備路線……市街地の延焼を遮断し、避難や救護活動の空間となる防災上効果の高い東京都施行の主要な都市計画道路。東京都は、木密地域不燃化10年プロジェクトに基づき28区間を指定し、整備の推進に向けた支援策の検討を進めている。

■ 現在の防火規制と「新たな防火規制」導入した場合の制限の概要

	現在	「新たな防火規制」を導入した場合
防火地域	[階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100㎡	制限は変わりません [階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 100㎡
特定防災街区整備地区	[階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 1500㎡	原則として、耐火建築物 又は 準耐火建築物 [階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 500㎡
準防火地域	[階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 防火木造建築物 床面積 500㎡ 1500㎡	[階数] 4階以上 [階数] 3階 2階 地上1階 耐火建築物 準耐火建築物 床面積 500㎡

■ 「新たな防火規制」を導入した場合の効果

皆さまがお住まいの地区では、耐火性能の低い建築物が約64%を占めています。

「新たな防火規制」を導入すると、今後の建て替えや新築の際に、より耐火性能の高い「準耐火建築物」又は「耐火建築物」が建てられることとなります。

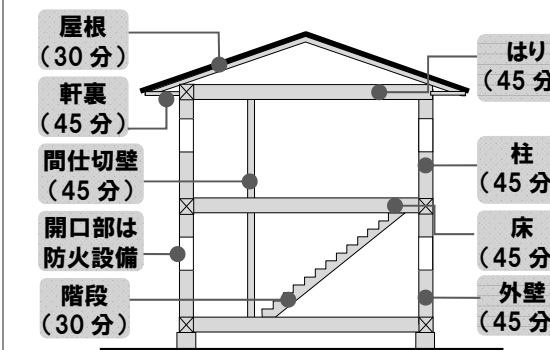
新築、建て替えが行われるごとに「準耐火建築物」「耐火建築物」の割合が増え、震災時の火災の延焼による被害が抑制され、街の防災性が向上します。

◇火災の延焼による被害 (平成7年1月阪神淡路大震災)



【参考】「準耐火建築物」とは？

準耐火建築物の例



「準耐火建築物」は、左図のように、火災時に、壁、屋根、軒裏、柱、はり、床、階段等の主要構造部が、45分（屋根・階段は30分）以上、崩壊しない、かつ、火が内外から燃え抜けない性能を持つ部材でつくった建物です。

この規定は、建築基準法によるもので、住人が建物内から逃げる時間を確保するとともに、消防活動の時間を確保し、隣家へ火を移さない、隣家から火をもらわないようにして火災の延焼を抑制することをねらいとしています。

準耐火建築物の性能を満たせば、木造でも建築が可能です。現在の木造三階建ては、準耐火建築物となっています。（木造が建てられなくなるということではありません。）

世田谷区では、現在下記の地区で「新たな防火規制」を導入しています。（ ）内は導入年月

- ① 太子堂4丁目地区 (平成20年5月)
- ② 旭小学校周辺地区 (平成21年6月)
- ③ 若林1丁目地区 (平成22年5月)
- ④ 北沢5丁目・大原1丁目地区 (平成22年5月)
- ⑤ 太子堂2・3丁目、三宿1・2丁目、池尻4丁目地区 (平成23年5月)
- ⑥ 太子堂5丁目、若林2丁目地区 (平成24年5月)
- ⑦ 池尻4丁目・三宿2丁目地区 (平成25年5月)
- ⑧ 豪徳寺駅周辺地区 (平成25年5月)
- ⑨ 北沢三・四丁目地区 (平成25年5月)

今後の予定

今回のアンケートや説明会での皆さまのご意見を踏まえ、「新たな防火規制」の導入をさらに検討し、「新たな防火規制」指定案に関する説明会を開催する予定です。日程が決まりましたら、ニュース等でお知らせします。

